

放課後等デイサービス補助金 延長支援加算の取扱い（臨時休業に伴うもの）

補助額は、臨時休業に伴って **営業時間前の延長時間に追加的に支援を提供した児童について** 算定した延長支援加算全額に係る地方負担・利用者負担分である。

（参考：延長支援加算）

障害児 (重症心身障害児を除く)	1時間未満	61単位
	1時間以上 2時間未満	92単位
	2時間以上	123単位

※ 営業時間前に追加的に支援を行ったが、延長支援加算の単位が増加しなかった場合は、補助の対象外

例（障害児（重症心身障害児を除く））

①元々延長支援を実施していない事業所が、営業時間前に30分支援を実施

ケース1：算定単位数61単位
(地方負担・利用者負担分が補助対象)

②元々営業時間後に45分の延長支援を実施していた事業所が、営業時間前に30分支援を追加で実施

ケース1：算定単位数92単位
(地方負担・利用者負担分が補助対象)

ケース2：算定単位数61単位
(補助対象なし)

③元々営業時間後に60分の延長支援を実施していた事業所が、営業時間前に30分、営業時間後に60分の支援を追加で実施

ケース1：算定単位数92単位
(地方負担・利用者負担分が補助対象)

ケース2：算定単位数123単位
(補助対象なし)

ケース3：算定単位数123単位
(地方負担・利用者負担分が補助対象)

④元々延長支援を実施していない事業所が、営業時間前後に30分支援を実施

ケース1：算定単位数92単位
(地方負担・利用者負担分が補助対象)

⑤元々営業時間前に30分の延長支援を実施していた事業所が、営業時間前に追加で30分支援を実施

ケース1：算定単位数92単位
(地方負担・利用者負担分が補助対象)

ケース2：算定単位数61単位
(補助対象なし)